

説 明 書

委託業務名	佐賀県育英資金貸付金未収金債権管理回収業務
業務期間	令和 8 年 12 月 1 日（火）から 令和 11 年 11 月 30 日（金）まで
委託上限額	未収金回収実績金額の 25%（消費税及び地方消費税額を除く。）を上限とする。
説明会	実施しない
仕様書等に対する質問書提出期限	令和 8 年 10 月 19 日（月）17 時まで
参加資格確認申請書提出期限	令和 8 年 10 月 19 日（月）17 時まで
提案書提出期限	令和 8 年 10 月 28 日（水）17 時まで
プレゼンテーション	令和 8 年 11 月 2 日（月）午後 ※参加者毎の開始時間は別途連絡する。
最優秀提案者の決定期限	令和 8 年 11 月 6 日（金）まで

1 参加資格確認申請書について

(1) 参加希望者は、公示で定める参加資格要件に応じ、次に掲げる必要な書類を申請書に添付しなければならない。

ア 参加資格申請書（様式第 1 号） 1 部

イ 会社概要（任意様式） 1 部

※①商号又は名称、②代表者 職・氏名、③所在地、④設立年月日、
⑤資本金、⑥従業員数、⑦業務内容 の内容を記載すること。

※上記①～⑦の内容が網羅されているものであればパンフレット等の
既存資料で可。

ウ 誓約書（様式第 5 号） 1 部

2 仕様書等への質問について

(1) 仕様書等に対する質問がある場合は、上記仕様書等に対する質問書提出期限までに、様式第 2 号に記入のうえ、電子メールにより提出すること。

3 提案書及び添付資料について

(1) 提出書類

ア 表紙（様式第 3 号） …正本 1 部、副本 4 部

イ 提案書（任意様式） … 5 部

ウ 実績書（様式第 4 号） … 5 部

エ 見積書（任意様式） … 5 部

(2) 作成にあたっての注意事項

ア 提案書には、以下の内容を盛り込むものとする。

- ①未収金回収業務における基本方針
- ②未収金回収業務における社員に対する法令・社内規定の周知方法及び社内における法令・社内規定遵守のチェック体制
- ③委託対象債権の具体的な回収方法、委託からの経過期間に応じた債務者へのアプローチ方法
- ④未収金回収業務における執行体制
- ⑤社内の個人情報保護対策及び責任体制
- ⑥委託料率（未収金回収実績金額に応じた報酬割合）
- ⑦債務者の現況（住所、連絡先、生活状況等）確認方法
- ⑧未収金回収対策における佐賀県への助言業務の執行体制（佐賀県からの相談業務に対する対応部署）
- ⑨その他提案事項

イ 提案書は、A4サイズ（ホチキス留め）で作成すること。

ウ 実績書については、国又は地方公共団体からの受託実績は必ず記入し、契約書及び業務完了を証する書類の写しを添付すること。

(3) 提出後の提案書及び添付資料の変更、差し替え等は認めない。

(4) 提出された提案書及び添付資料は返却しない。

(5) 提案書及び添付資料の記載事項は、原則として全て履行しなければならない。

4 委託対象債権及び委託見込額等

回収を委託する債権は、原則として、債権者等に督促を行ってもなお履行されないもののうちから、佐賀県が指定する債権を対象とする。なお、委託期間中において、随時、委託する債権を追加する場合がある。

委託対象見込額等は以下のとおりである。

債権額（見込） 約 172,000,000 円

債務者（見込） 約 660 人

なお、回収を委託する債権額の上限は約 100,000,000 円とする。

5 プレゼンテーションについて

(1) 開催日時 令和8年11月2日（月）午後

(2) 開催場所 佐賀県庁旧館2階教育委員会室（佐賀市城内一丁目1番59号）

(3) プレゼンテーションは参加者毎に行う。参加者毎の開始時間は参加資格確認結果と併せて、別途連絡する。

※プロジェクター及びスクリーンは県で用意するため、使用を希望する場合は、事前に担当者まで連絡すること。ただし、パソコン等は参加者で準備すること。

6 最優秀提案者の選定について

(1) 提出された提案書等を審査し、最も優れている参加者を最優秀提案者と

して選定し、契約締結に向けた手続を行う。

- (2) 最優秀提案者となることのできる最低基準点をあらかじめ定めるものとし、それ以上の点数を得た参加者の中から最優秀提案者を選定する。
- (3) 評価点の最も高い者を最優秀提案者とする。なお、最優秀提案者となるべき評価点の最も高い者が2人以上あるときは、技術点が高い者を最優秀提案者とする。
- (4) 最優秀提案者と契約締結に至らなかった場合は、最低基準点以上の点数を得たもののうち、次順位の者を新たな最優秀提案者として手続を行う。最優秀提案者が契約の相手方として決定される前に佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受け又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者となった場合も同様とする。

7 契約手続きについて

- (1) 最優秀提案者は、委託内容、経費等について再度県と調整を行い、協議が調った場合は、委託契約を締結する。なお、最優秀提案者は協議が調った後、県が指定する期日までに見積書を提出するものとする。
- (2) 契約書は2通作成し、各自その1通を保有するものとする。

8 留意点

- (1) 提出された資料は返却しない。
- (2) 本プロポーザルの参加に要する費用は、参加者の負担とする。
- (3) 個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、適切に管理するものとする。
- (4) 本プロポーザルの質問は、10の問合せ先で受け付ける。質問応答の内容は必要に応じて参加者全員に周知する。

9 契約事項

- (1) 佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）に基づき執行する。
- (2) 契約保証金 公示に定めるとおり

10 問合せ、提出先

担当課	佐賀県教育委員会事務局 教育総務課 育英資金担当
住 所	〒840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号
電 話	0952-25-7148
メール	kyouiku-soumu@pref.saga.lg.jp